

高齢者虐待防止のための指針 およびマニュアル

山口幸楽苑

1, 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

本施設では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

2, 虐待の定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴力を加えること
また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄放任（ネグレクト）

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

利用者に関し、わいせつな行為をすること又は利用者に関し、わいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

本人の同意なしに金銭を使用する、または本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3, 高齢者虐待・不適切なケアの未然防止の取り組み

職員は、高齢者虐待・不適切なケアを未然に防ぐために以下の取り組みを実施します。

- ①事故や苦情の詳細な分析と再発防止に関する取り組み
- ②提供する介護サービスの点検と、虐待に繋がりにかねない不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取り組み
- ③職員が一体となり権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を高める研修・教育の取り組み
- ④職員のメンタルヘルスに関する取り組み
- ⑤指針及びマニュアルの定期的な見直しと周知
- ⑥虐待防止委員会の活動周知

4、高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

当施設では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止委員会」を設置します。

① 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

② 虐待防止委員会の構成委員（別紙）

- ・ 虐待防止委員会委員長は苑長とする。
- ・ 事務長・看護部長・看護師長・安全管理者
- ・ 看護主任・介護職員・リハビリ職員・管理栄養士・介護支援専門員・生活相談員
- ・ その他必要に応じ委員を指名する。
- ・ 任期は問わない。
- ・

③ 虐待防止委員会の開催

委員会は、毎月開催。

虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催します。

④ 虐待防止委員会の役割および審議事項

- ア) 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- イ) 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ウ) 職員の人権意識を高めるための職員研修に関すること（利用者の権利擁護）
- エ) 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- オ) 虐待が発生した場合の対応に関すること
- カ) 虐待の事実を認めた場合の被害者および家族、加害者への対応に関すること
- キ) 行政への虐待の通報に関すること
- ク) 虐待の原因分析と再発防止策に関すること
- ケ) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- コ) 再発防止策を講じた場合、その効果についての評価に関すること

5、高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- ① 虐待防止のための職員研修の実施（年2回以上）
- ② 新任職員および中途採用者への研修の実施
- ③ 研修内容は基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護および虐待防止を徹底する。
- ④ 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者等を記録し保管します。

6、虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

施設内における高齢者虐待は外部からは把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

職員は利用者、利用者家族または職員から虐待の通報があるときは本指針に沿って対応しなければならない。利用者に虐待が疑われる場合には、発見者は委員長および所属長もしくは相談窓口担当者に速やかに報告します。

7、虐待等が発生した場合の相談報告体制（虐待発生時の対応の流れ参照）

- ① 利用者に虐待が疑われる場合には、発見者は委員長および所属長もしくは職員の相談窓口担当者に速やかに報告します。
- ② 委員長および所属長もしくは職員の相談窓口担当者は、報告者の権利が不当に侵害されないように注意を払い、必ず2名にて虐待等を行った当人に事実確認を行い、必要に応じ関係者から事情を確認します。
- ③ 虐待等の事象が確認された場合には、当人に対応の改善を求めると同時に、速やかに虐待防止委員会を開催し、虐待事実の有無を精査します。
- ④ 事実関係が“有”もしくは“無”の判断を行います。
- ⑤ 虐待の事実が判明した場合は、委員長は速やかに、被害者および家族等の関係者に報告を行います。
- ⑥ 行政への通報、報告、相談を行います。
- ⑦ 加害者へは就業規則に法って必要な措置を講じます。委員長および事務長が通告します。
- ⑧ 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会に置いて当該事案が発生した原因を検証し、原因の除去と再発防止策の検討を行い職員に周知します。
- ⑨ 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。
- ⑩ 一事案が終結しても再発防止に向けた取組みは継続して行います。

8、成年後見制度の利用支援

入所者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

9、虐待等に係る苦情解決方法

- ①虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告します。
- ②苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処します。
- ④ 対応の結果は相談者にも報告します。
- ⑤ 苦情内容は職員間で共有し、必要時苦情解決に向けた対策を講じていきます。

10、当指針の閲覧について

当指針は、入所者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

11、その他

「虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入所者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

付則令和5年 4月より施行
令和5年 8月改正
令和5年 11月改正